# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	住民基本台帳に関する事務

# 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

池田町は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

# 評価実施機関名

岐阜県揖斐郡池田町長

### 公表日

令和7年2月20日

[令和6年10月 様式2]

#### 88 /<del>\*</del> /\* +0

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民低正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の行正。③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知⑤本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知⑦プル方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会8住民からの請求に基づく住民票コード及び個人番号の変更 ⑨個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪番号法に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、保有する個人情報についての情報連携なお、⑨の「個人番号カードの交付」に係る事務については、今後、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められる予定である。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。また、⑪の情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介してデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有る特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。
③システムの名称	1. 住民記録システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※1) 3. 中間サーバー なお、後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているた
	は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。

#### 3. 個人番号の利用

1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) 法令上の根拠

・第17条(個人番号カードの交付等)

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

(選択肢> 1)実施の有無 [ 実施する ] 1)実施する 2)実施しない 3)未定 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、			
(主務省令第2条における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含ま	①実施の有無	[ 実施する ]	1) 実施する 2) 実施しない
2法令上の根拠 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 91, 92, 96、106、108、110, 112、115, 118, 124, 12 9, 130, 132, 136, 137、138, 141, 142, 144, 149, 150, 151, 152, 155, 156, 158, 1 60, 163, 164, 165, 166の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	②法令上の根拠	(主務省令第2条における :第三欄(情報提供者)が れる項(1、2、3、5,7、1 73,75,76,81,83,8 9,130,132,136,13 60,163,164,165,1 (別表第二における情報照:なし	情報提供の根拠) 「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含ま 1、13, 15, 20, 28, 37, 39, 48, 53、57、58、59、63, 65, 66, 69, 34, 86, 87, 91、92、96、106、108、110, 112、115, 118, 124, 12 37、138, 141, 142, 144, 149, 150, 151, 152, 155, 156, 158, 1 166の項)

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	民生部 住民課
②所属長の役職名	住民課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総務課 岐阜県揖斐郡池田町六之井1468-1 0585-45-3111

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

住民課 岐阜県揖斐郡池田町六之井1468-1 0585-45-3111 連絡先

9. 規則第9条第2項の適	]適用した	
適用した理由		

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	17年2月18日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年2月18日 時点					
3. 重大事故							
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

# しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書 施機関については、それ	] いぞれ重点項目詞	<選択肢> (選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書 3)基礎項目評価書系 3)基礎項目評価書系	なび全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(	持起担併 えットワーク	パンフテルた海	けた 1 手を除く )	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か			<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分であん	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		]	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[  十分である	శ్ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	-
5. 特定個人情報の提供・移車	伝(委託や情報提供ネッ	トワークシステ	ムを通じた提供を除く。) [	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[  十分である	శ్ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分であっ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[  十分である	ర్ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
	1			-

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業	[ ]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	<選択肢>				
9. 監査					
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 [O]外部監査				
10. 従業者に対する教育・	<b>啓発</b>				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	住基ネットワークシステムにおいては特定個人情報のマイナンバーはもちろん個人の住所地の情報を持っているため、情報漏えいのリスク対策は必須である。事務所内にあるため全くの部外者の立ち入りは困難であるが、庁舎内部からの漏えい防止は必要で、パスワードと生体認証のダブル管理をしている。				

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月2日	Ⅱ-1 対象人数	平成27年2月26日 時点	平成30年7月2日 時点	事後	
	Ⅱ-1 取扱者数	平成27年2月26日 時点	平成30年7月2日 時点	事後	
令和1年6月20日	5. 評価実施機関における担 当部署②所属長の役職名	住民課長 久保田 秀輝	住民課長	事後	評価書様式の変更
令和1年6月20日	Ⅱ-1 対象人数	平成30年7月2日 時点	令和1年6月20日 時点	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ-1 取扱者数	平成30年7月2日 時点	令和1年6月20日 時点	事後	
令和1年6月20日	Ⅳ リスク対策 ※項目無し		※全項目追加	事後	評価書様式の変更
令和2年7月30日	司 Ⅱ-1 対象人数 令和1年6月20日 時点		令和2年7月30日 時点	事後	
令和2年7月30日	甲Ⅱ-1 取扱者数 令和1年6月20日 時点		令和2年7月30日 時点	事後	
	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	
令和3年8月19日	申Ⅱ-1 対象人数 令和2年7月30日 時点		令和3年8月19日 時点	事後	
令和3年8月19日	Ⅱ-1 取扱者数	令和2年7月30日 時点	令和3年8月19日 時点	事後	
令和7年2月18日	I-4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)(別表第二における情報照会の根拠):なし(住民基本台帳に関する事務において情報提	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表(別表第二における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)(別表第二における情報照会の根拠):なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	事後	
令和7年2月18日	Ⅳ リスク対策	令和3年8月19日 時点	令和7年2月18日 時点	事後	
	IV リスク対策	令和3年8月19日 時点	令和7年2月18日 時点	事後	
令和7年2月18日	IV-8 人手を介在させる作 業 ※項目無し		※項目追加	事後	評価書様式の変更
令和7年2月18日	IV-11 最も優先度が高いと 考えられる対策	※項目無し	※項目追加	事後	評価書様式の変更